

労働者協同組合が解散するときも、法律に定められた手順に沿って手続を進める必要があります。設立と同様に、解散もまた組合の重要な意思決定です。ここでは、解散事由や手続の流れについて解説します。

労働者協同組合の解散事由

労働者協同組合の解散事由は以下のとおりです。

- ① **総会の決議**：組合員の総意として総会で解散を決定する場合。
※ 解散は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする特別議決事項となります。
- ② **組合の合併**：他の組合と合併し、吸収される形で消滅する場合。
※ 合併も、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする特別議決事項となります。
- ③ **組合についての破産手続開始の決定**：債務の支払いが困難になり、裁判所から破産手続の開始が決定された場合。
- ④ **定款で定める存続期間の満了・解散事由の発生**：定款で組合の「存続期間」や「解散事由」を定めている場合に、定められた期間の到来や解散事由が発生したとき。
- ⑤ **行政庁（都道府県）による解散命令**：法令違反等に対する行政庁（都道府県）からの命令に違反したことや、正当な理由がないのに組合成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認められたことにより、行政庁（都道府県）から解散を命じられた場合。
- ⑥ **組合員が3人未満になった場合**：組合員が3人未満になった日から引き続き6か月間組合員が3人以上にならなかった場合（6か月を経過した時に解散となる）

解散後の清算

組合が、上記1の①「総会の決議」、④「定款で定める存続期間の満了・解散事由の発生」、⑤「行政庁（都道府県）による解散命令」、⑥「組合員が3人未満になった場合」の解散事由により解散したときは清算をしなければなりません。清算組合は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなされるため、清算人会や総会もその範囲内で活動することとなります。なお、清算の手続は複雑ですので、必要に応じて、税理士や司法書士に相談しながら慎重に手続を行いましょう。

清算組合の機関

清算をする組合は、総会、3人以上の清算人、1人以上の監事を置かなければなりません。清算にあたっては、理事がその清算人となり、代表理事が代表清算人となります。監事については、解散前の監事が清算手続中も監事となります。監事は解散前と同様の権限・義務があり、清算人の不正行為等が認められるときの清算人会への報告や清算人会への出席、清算人が総会に提出しようとする議案・書類の調査等を行います。

清算手続のフロー

1. 清算人の選任

清算人については、理事が清算人に、代表理事が代表清算人となりますが、総会において他人を選任したときは、この限りではありません。また、清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任することになります。

清算人の職務

- 現務の結了
- 債権の取立て及び債務の弁済
- 残余財産の分配の職務

清算組合の機関

清算をする組合は、総会、3人以上の清算人、1人以上の監事を置かなければなりません。監事については、解散前の監事が清算手続中も監事となります。

2. 行政庁（都道府県）への届出（解散事由が上記①・④・⑥の場合）

解散事由が「①総会の決議」である場合と「④定款で定める存続期間の満了・解散事由の発生」である場合、「⑥組合員が3人未満になった場合」であるときは、解散の日から2週間以内に「労働者協同組合解散届書」（様式第14号）により、解散した旨を行政庁に届け出なければなりません。

3. 法務局での登記（解散事由が上記①・④・⑥の場合）

解散事由が上記「①総会の決議」、「④定款で定める存続期間の満了・解散事由の発生」、「⑥組合員が3人未満になった場合」であるときは、法務局で、解散の日から2週間以内に解散の登記を、代表清算人が就任後2週間以内に、代表清算人の就任による変更の登記を行います。（「⑤行政庁による解散命令」の場合は、行政庁が主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託。）



登記すべき事項

- ・解散の旨並びにその事由及び年月日
- ・代表清算人の氏名及び住所並びに就任年月日



解散・代表清算人就任の登記に必要な書類

- 解散及び代表清算人就任の登記申請書
- 代理人によって申請をする場合のその権限を証する書面
- 解散の事由の発生を証する書面
 - a 総会の特別決議による解散の場合には、当該決議をした総会の議事録
 - b 定款で定めた解散の事由の発生による解散の場合には、当該事由の発生を証する書面
 - c 組合員の減少による解散の場合には、組合員の減少を証する書面
- 代表清算人の就任を証する書面
 - a 解散する組合の代表理事が代表清算人となる場合には、特段書面の添付を要しない。
 - b 総会において理事以外の者を清算人として選任した場合には、当該総会の議事録、清算人会の議事録及び就任を承諾したことを証する書面
 - c 裁判所が選任した者が代表清算人となる場合には、その選任決定書

(注) 印鑑届書の提出

解散の登記及び代表清算人の就任による変更の登記を書面申請で行う場合又は委任状が書面であるときは、印鑑提出者の資格が代表理事から代表清算人に変更になるため、登記の申請書に押印すべき者である代表清算人は、登記申請と共に、印鑑届書及び市区町村長作成の印鑑証明書を提出する方法により、その印鑑を登記所に提出しなければなりません。

4. 財産目録及び貸借対照表の作成

清算人は、就任後遅滞なく、清算組合の財産の現況を調査し、清算開始時の財産目録及び貸借対照表を作成しなければなりません。作成した財産目録及び貸借対照表は清算人会の承認を受けたあと、さらに総会の承認も受けなければなりません。

財産目録

- ◆ 財産目録に計上すべき財産は、処分価格を付すことが困難な場合を除き、解散することとなった日における処分価格を付さなければなりません。この場合、清算組合の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価格とみなします。
- ◆ 財産目録は、以下区分で表示する必要があります。
 - ①資産（適当な名称を付した項目に細分可）
 - ②負債（適当な名称を付した項目に細分可）
 - ③正味資産

貸借対照表

- ◆ 貸借対照表は財産目録に基づき作成しなければなりません。
- ◆ 貸借対照表は、以下区分で表示する必要があります。
 - ①資産（適当な名称を付した項目に細分可）
 - ②負債（適当な名称を付した項目に細分可）
 - ③純資産

5. 債権者に対する公告

清算組合は、清算を開始することとなった後に遅滞なく、組合の債権者に対して、2か月以上の期間内（これを下回る期間は不可）に債権を申し出るべき旨の公告を定款で定めた方法で行うとともに、知っている債権者には各別にこれを催告します。なお、清算組合は、当該公告の期間内は、債務の弁済をすることができず、この場合において、清算組合は、その債務の不履行によって生じた責任を免れることができません。ただし、少額の債権及び組合財産を担保とする債権、他の債権者を害するおそれがない債権に対する債務については、裁判所の許可を得て弁済することが可能です。当該許可の申し立ては、清算人全員の同意によって行います。

6. 債権取立、財産換価、債務弁済、残余財産確定

債権の回収、財産の換価を行うとともに、上記5の公告期間終了後、債権者に対する債務の弁済を行います。債務弁済後、残余財産が確定します。

7. 残余財産の分配

残余財産がある場合、組合員に定款の定めに従い分配します。

注意① 分配のタイミング

組合の財産の分配は、組合の債務を弁済した後でなければ分配できないので注意しましょう

注意② 特定労働者協同組合の場合の分配

特定労働者協同組合の場合は、出資口数に応じて分配しますが、出資額を超えて分配することはできないため、分配後も残余財産がある場合は、行政庁に対する清算結了の届出の時に定款の定めに従い、国や地方公共団体、他の特定労働者協同組合に帰属させる必要があります。

8. 決算報告の作成・承認

清算事務が終了したら、清算人は遅滞なく決算報告書を作成し、清算人会での承認を受け、さらにその後、総会で組合員の承認を受けなければなりません。



決算報告の事項

- ① 債権の取立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額
- ② 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額
- ③ 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）
- ④ 出資一口当たりの分配額
→ 以下の2点を注記すること。
 - ・残余財産の分配を完了した日
 - ・残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

9. 行政庁（都道府県）への届出（特定労働者協同組合のみ）

特定労働者協同組合の場合、清算が結了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければなりません。様式は任意です。

10. 清算結了の登記

清算結了の日（総会で決算報告の承認を受けた日）から2週間以内に、法務局で「清算結了」の登記を行います。

11. 帳簿資料の保管

清算人は清算結了の登記のときから10年間、組合の帳簿並びに清算に関する重要な資料を保存しなければなりません。

留意点

解散および清算の手続は、以下の点などに留意しながら、法令および定款の定めに従って適切に進めていく必要があります。

組合の「継続」という選択肢

組合は、解散事由が「①総会の決議」及び「④定款で定める続期間の満了・解散事由の発生」の場合は、清算が終了するまでであれば、総会の決議により組合を継続することが可能です。なお、継続の決議は、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の議決が必要です（特別決議事項）。組合を継続することとなったときは、2週間以内にその旨を行政庁（都道府県）に届け出ましょう。

債務を完済できないとき（破産手続の開始）

清算組合の財産が債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、直ちに破産手続開始の申立てをしなければなりません。破産手続開始の決定を受けたら、清算人は破産管財人にその事務を引き継ぎ、任務が終了となります。

清算事業年度ごとの手続

法人解散後、清算が終了するまでは、清算事業年度ごとに貸借対照表及び事務報告書を作成し、監事による監査、清算人会での承認、総会での承認を受けなければなりません。

税務関係の手続

法人解散後も法人税等の確定申告が必要です。確定申告タイミングは解散後2か月以内、清算事業年度終了後2か月以内、残余財産確定日から1か月以内（分配が行われるときは最後の分配の前日）となります。また、清算終了後は、税務署、都道府県税事務所、市町村役場に清算終了の届出（異動届出書の提出）を行いましょう。